

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土地改良法により換地計画を定めたる件 三六
- 道路の区域を変更する件 三五
- 道路の供用を開始する件二件 三五
- 過疎地域自立促進特別措置法により公共下水道工事を開始する件の一部を改正する件 三六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三六

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 三六
- 福島県選挙管理委員会
- 漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三六
- 正 誤
- 昭和五十六年十月九日付け号外第八十八号中 三六

告 示

福島県告示第七百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、上太田地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年十二月二十日から

平成二十三年一月十四日まで

(二十六日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農地管理課)

福島県告示第七百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上郷 舟渡線	河沼郡会津坂下町大字 高寺字谷地六七番一 地 先から	変更前	一〇・八	一三二・七
		変更後	一〇・八	一三二・七
	同 郡同 町大字 高寺字谷地一〇番二 地 先まで	変更後	二六・〇	一三二・七

(道路計画課)

福島県告示第七百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道上郷舟渡線	河沼郡会津坂下町大字高寺字谷地六七番一 地先から 同 郡同 町大字高寺字谷地一〇番二 地先まで	平成二十二年十二月十八日

(道路計画課)

福島県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道別舟渡線	河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四六一番四地先から 同 郡同 町大字高寺字谷地五四番一 地先まで 河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四六八 番地先から 同 郡同 町大字高寺字谷地五三番一 地先まで	平成二十二年二月一八日

(道路計画課)

福島県告示第七百五十五号

過疎地域自立促進特別措置法により公共下水道工事を開始する件（平成十四年福島県告示第八百五十一号）の一部を次のように改正する。
平成二十二年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 二を次のように改める。
- 二 工事の区域又は区間
終末処理場

名 称	工 事 の 区 域
川口浄化センター	大沼郡金山町大字川口字新町五六一番二ほか

三中「幹線管渠及び」を削る。

(下水道課)

福島県告示第七百五十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年十二月二日次のとおり指定した。

平成二十二年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
 渡辺 三喜男 石川郡玉川村大字 平成二十二年二月二日から平 石川郡石川町字南町
 岩法寺字関根四番 成二十七年九月三〇日まで 一一番地の二
 (出納総務課)

公 告

公告第四百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年十二月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月六日
- 二 名称
特定非営利活動法人まごころサービス国見センター
- 三 代表者の氏名
佐藤 金一
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達郡国見町大字藤田字南五十四番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者をはじめとした不特定かつ多数の人に対して、訪問介護などの事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十二年十二月五日現在において、次のとおりである。
平成二十二年十二月十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六百九十三

○昭和五十六年十月九日付け号外第八十八号中

四	下	一三	第十二号様式	第十三号様式
正 誤				
正 誤				